令 和 ６ 年 度

中 津 川 市 水 道 水 質 検 査 計 画 書

中津川市環境水道部水道課

中津川水道水質検査計画

1　基本方針

安全で衛生かつ安定な水道水を供給するために、水道水質検査の適正化かつ透明性の確保に水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

（１検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
（２検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目等とします。
（３検査項目及び検査頻度については、別添水道検査表のとおりとします。
（水道法20条、水道法施行規則第15条）
（４毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。
（水道法20条第1項及び第2項、水道法施行規則第15条第1項第1号-イ）
（５水道中のクリプトスポリジウムの指針について
「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。
厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」（平成19年3月30日付け健水発0330005号）

（６その他
水道従事者の定期健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者（病原体の保有者を含む）の有無に関して実施する。
（水道法２１条、水道法施行規則第16条第1項）

２　水道事業の概要（令和5年3月末）

（１）　給水状況

中津川上水道事業

給水区域	手賀野、駒場、中津川、苗木、瀬戸、千旦林、茄子川、落合、阿木、飯沼、神坂 山口、馬籠、坂下、上野、川上、加子母、付知町、田瀬、下野、福岡、高山 及び蛭川の各一部地域
現在給水人口	77，054　人
普　及　率	99.20%
一日最大給水量	３７．４７７　m3
一日平均給水量	３２．０２５　m3

(2)　水源の名称及び種別

水道事業名	水源名	種　　別
中津川上水道	岐阜東部広域水	浄水
	横川水源	表流水
	下村水源	地下水
阿木地区水道	阿木川水源	表流水
	越沢川水源	表流水
	山の神水源	表流水
神坂地区水道	神坂水源	湧　水
	向山水源	表流水
	霧ケ原水源	湧　水
田瀬地区水道	矢平水源	表流水
新田地区水道	新田水源	表流水
上付知地区水道	白谷川水源	表流水
下付知地区水道	中ノ谷水源	表流水
	尾ヶ平水源	地下水
稲荷平地区水道	大胡桃小谷水源	表流水
	滝ヶ沢水源	表流水
加子母地区水道	一ノ谷水源	表流水
	尾城谷水源	表流水
	塞の神水源	地下水
峠地区水道	峠水源	表流水
下山地区水道	滝ヤ沢水源	表流水

水道事業名	水源名	種　　別
蛭川地区水道	北部第一水源	伏流水
	北部第二水源	地下水
	南部水源	伏流水
	遠ヶ根第一水源	表流水
	遠ヶ根第二水源	表流水
川上地区水道	巣乗水源	表流水
坂下地区水道	樋ケ沢水源	表流水
	川上川水源	伏流水
合郷地区水道	徳野沢水源	表流水
上野、外洞地区水道	第１水源	表流水
	第２水源	表流水
まごめ地区水道	第一水源	表流水
	第二水源	表流水
山口地区水道	大沢水源	伏流水
	深沢水源	伏流水
	原水源	伏流水
	大又水源	表流水
本沢地区水道	本沢水源	表流水
	不動沢水源	表流水
	麻生水源	地下水

（3） 浄水場の名称及び浄水方法

中津川上水道事業

事業名	浄水場名	水源	浄水能力	処理方法
福岡	田瀬坂浄水場	横川水源	2,073m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
福岡	下村浄水場	地下水	430m3	塩素消毒、紫外線滅菌
阿木	真原浄水場	真原水源	670m3	普通沈澱池、緩速ろ過、塩素消毒
	越沢浄水場	越沢水源	300m3	普通沈澱池、緩速ろ過、塩素消毒
	かおれ浄水場	川上水源	80m3	普通沈砂池、膜ろ過、塩素消毒
神坂	神坂浄水場	神坂水源	693m3	普通沈澱池、緩速ろ過、塩素消毒
	向山浄水場	猿沢水源	33m3	普通沈殿池、急速ろ過、塩素消毒
	霧ケ原浄水場	霧ケ原水源	23m3	塩素消毒
田瀬	矢平浄水場	矢平水源	446m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
新田	新田浄水場	新田水源	66m3	普通沈殿池、膜ろ過、塩素消毒
上付知	城川浄水場	白谷川水源	588m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
下付知	宮の上浄水場	中ノ谷水源	1,057m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
下付知	尾ケ平浄水場	地下水	832m3	塩素消毒
稲荷平	稲荷平浄水場	大胡桃小谷水源	115m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
	学園浄水場	滝ケ沢水源	20m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
加子母	一ノ谷浄水場	一ノ谷水源	1,100m3	緩速ろ過、塩素消毒
	尾城谷浄水場	尾城谷水源	350m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
	塞の神浄水場	地下水	600m3	塩素消毒
蛭川	北部浄水場	北部第一水源 北部第二水源	1,174m3	普通沈殿池、前処理砂ろ過、緩速ろ過、膜ろ過、塩素消毒
	南部浄水場	南部水源	548m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
	遠ヶ根浄水場	遠ヶ根第一水源 遠ヶ根第二水源	220m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
川上	巣乗浄水場	巣乗水源	397m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
坂下	坂下浄水場	第二水源 第三水源	1,813m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
合郷	合郷浄水場	徳野沢水源	223m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
上野・外洞	上野外洞浄水場	第一水源 第二水源	655m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
まごめ	まごめ浄水場	第一,二水源	524m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
山口	大又浄水場	大又水源	96m3	薬品沈殿池、急速ろ過、塩素消毒
峠	峠浄水場	薬師沢水源	80m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
下山	下山浄水場	滝ヤ沢水源	31m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
本沢	本沢浄水場	本沢川水源	78m3	普通沈殿池、緩速ろ過、塩素消毒
	麻生浄水場	不動沢水源 麻生水源	28m3	普通沈殿池、膜ろ過、急速ろ過、塩素消毒 急速ろ過、塩素消毒

３　原水及び上水の水質状況

中津川上水道事業

浄水場名	水　源	原水の汚染要因及び水質状況	浄水の水質状況	水質管理上留意しべき事項
田瀬坂浄水場	横川水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素、ヒ素
下村浄水場	下村水源	地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	フッ素、クリプトスポリジウム
真原浄水場	真原水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素、アルミニウム、クリプトスポリジウム
越沢浄水場	越沢水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素、アルミニウム、クリプトスポリジウム
かおれ浄水場	山の神水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	フッ素
神坂浄水場	神坂水源	地質由来のヒ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	ヒ素、フッ素、クリプトスポリジウム
向山浄水場	向山水源	地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素
霧ヶ原浄水場	霧ヶ原水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素、クリプトスポリジウム
矢平浄水場	矢平水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度
新田浄水場	新田水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度

城川浄水場	白谷川水源	降雨等による濁水発生、地質由来のヒ素及びフッ素濃	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、ヒ素、フッ素
宮の上浄水場	中ノ谷水源	降雨等による濁水発生、地質由来のヒ素及びフッ素濃	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、ヒ素、フッ素
	尾ケ平水源	地質由来のヒ素及びフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	ヒ素、フッ素、PH値、クリプトスポリジウム
稲荷平浄水場	大胡桃小谷水源	降雨等による濁水発生、地質由来の色度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、色度
学園浄水場	滝ケ沢水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度
一ノ谷浄水場	一ノ谷水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、クリプトスポリジウム
尾城谷浄水場	尾城谷水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、クリプトスポリジウム
塞の神浄水場	寒の神水源	地質由来のヒ素及びフッ素濃度、pH	水質基準の以内であり安全で良好な水	ヒ素、フッ素、pH値、クリプトスポリジウム
北部浄水場	北部第一水源 北部第二水源	降雨等による濁水発生、地質由来のヒ素及びフッ素濃	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、ヒ素、フッ素、鉄
南部浄水場	南部水源	降雨等による濁水発生、地質由来のヒ素及びフッ素濃	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、色度、ヒ素、フッ素
遠ヶ根浄水場	遠ヶ根第一水源 遠ヶ根第二水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度
巣乗浄水場	巣乗水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、ヒ素
坂下浄水場	第二水源 第三水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素、クリプトスポリジウム
合郷浄水場	徳野沢水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、クリプトスポリジウム
上野外洞浄水場	第一水源 第二水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素、クリプトスポリジウム
まごめ浄水場	第一水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素
大又浄水場	大又水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素
峠浄水場	薬師沢水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素
下山浄水場	滝ヤ沢水源	降雨等による濁水発生	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度
本沢浄水場	本沢川水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	フッ素
麻生浄水場	不動沢水源	降雨等による濁水発生、地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	濁度、フッ素
	麻生水源	地質由来のフッ素濃度	水質基準の以内であり安全で良好な水	フッ素

４　臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には、臨時の水質検査を実施します。定期の検査項目の他に、水質管理目標設定項目も検査対象とし、その都度指示する。

- ○　水源の水質が著しく悪化したとき
- ○　水源に異常のあったとき
- ○　水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ○　浄水過程に異常があったとき
- ○　送・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき

なお、検査項目については、それぞれの状況に応じて、水質基準の中から必要と思われる項目を選択し、実施します。

５　水質検査の方法

毎月検査、3ヶ月に1回実施する検査及び1年に1回実施する。
検査については、水道法に基づき、厚生労働大臣に登録をした業者に委託をします。
別表、水質検査項目のほか各水源において必要な項目を選定し検査を行います。
（令和6年度については、㈱総合保健センターに委託）
検査実施箇所については、別添位置図による。

６　水質検査計画及び検査結果の公表の方法

令和6年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。
また、水道部窓口、各地域総合事務所にて、ご覧いただけます。
令和6年度の水質検査結果については、ホームページに掲載して公表します。
なお、水質検査計画及び水質検査結果に掛かる住民からの質問、意見等については、水道部及び各地区総合事務所の窓口及び電子メールで受付しお答えします。

７　関係機関との連携等

（１水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対応します。
なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。
（２年間の水質検査結果が判明した時点で結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
（３水質検査計画に基づく検査の実施については、検査委託機関と連携を図り実施します。
（４水源周辺地域において、水質汚染事故が発生した場合には、市環境政策課、恵那保健所、恵那県事務所環境課、関係水道事業体等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

水質検査項目一覧表

検査回数の減箇所

	水質基準項目	基準値	給水栓以外での水の採取	検査回数基準	検査回数の減	省略の可否	実施	理　　由
1	一般細菌	100 集落数/ℓ　以下	不可	概ね月１回以上	不可	不可	毎月	毎月検査省略不可
2	大腸菌	検出されないこと		概ね月１回以上	不可	不可	毎月	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に１回以上	注２のとおり	注３のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ　以下	不可	概ね３ヶ月に１回以上		注４のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に１回以上		注３のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
8	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ　以下	不可	概ね３ヶ月に１回以上		注４のとおり	３ヶ月毎	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に1回以上		不可	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ　以下	不可	概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に１回以上	注２のとおり	不可	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上		注３のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上		当該事項について過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案し、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
15	１・４－ジオキサン	0.05 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
16	シス－１・２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可

	水質基準項目	基準値	給水栓以外での水の採取	検査回数基準	検査回数の減	省略の可否	実施	理　　由
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ　以下	不可	概ね３ヶ月に１回以上	不可	注３のとおり	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
30	プロモホルム	0.09 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	不可	不可	３ヶ月毎	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0　mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上	注２のとおり	注４のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
35	銅及びその化合物	1.0　mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に１回以上		注３のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ　以下	不可	概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ　以下		概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に１回以上	注２のとおり	注３のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
42	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ　以下	不可	概ね月１回以上	不可	当該事項について過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ　以下		概ね月１回以上	不可		年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ　以下	一定の場合可 注１	概ね３ヶ月に１回以上	注２のとおり	注３のとおり	年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ　以下		概ね３ヶ月に１回以上			年１回	過去５年間のデータが1/５以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ　以下	不可	概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可
47	pH値	5.8 以上　8.6 以下		概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可
48	味	異常でないこと		概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可
49	臭気	異常でないこと		概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可
50	色度	5 度　以下		概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可

	水質基準項目	基準値	給水栓以外での水の採取	検査回数基準	検査回数の減	省略の可否	実施	理　　由
51	濁度	2 度　以下		概ね月１回以上	自動測定記録している場合、3ヶ月1回	不可	毎月	毎月検査省略不可

注1　一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかのにおいて採取をすることができる。

注2　水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の１以下であるときは、概ね1年1回以上と、過去3年間における当該事項について検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3　当該事項についての過去の検査結果が２分の１を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4　当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

	検査項目	基準値	給水栓以外	検査回数基準	検査回数の減	省略の可否	検査頻度
毎日検査	色		不可	毎日	不可	不可	毎日
	にごり			毎日			毎日
	残留塩素			毎日			毎日

令和6年度　特定項目検査一覧表

	特定検査項目	検査回数	地区							
			中津	福岡	付知	蛭川	加子母	坂下	川上	山口
浄水検査	ヒ素及びその化合物	１回/3ヶ月	神坂	田瀬坂×2、田瀬	下付知、上付知		塞の神			麻生
		毎月				北部、南部				
	フッ素及びその化合物	１回/3ヶ月	神坂、真原、川上×2、霧ヶ原	田瀬坂×2、田瀬、下村	下付知	北部、南部	塞の神	坂下第3、小野沢	川上	峠、大叉、本沢
		毎月	向山							麻生、まごめ
	アルミニウム及びその化合物	１回/3ヶ月				南部				
	鉛及びその他化合物	１回/3ヶ月				北部				
原水検査	フッ素及びその化合物	１回/3ヶ月	向山							
	指標菌	1回/3ヶ月	真原、越沢、向山、神坂、川上	田瀬坂、矢平、新田	城川、宮の上、稲荷平、学園、尾ヶ平	遠ヶ根×2、南部、北部×2	一の谷、尾城谷、塞の神	川上川、桶ヶ谷、合郷、市ヶ谷、保ヶ山	川上	薬師神、三の沢、二の沢、大叉、本沢、不動滝、麻生井戸
		毎月	霧ヶ原	下村						滝ヶ沢、原、大沢、深沢
	クリプトスポリジウム	１回/年	真原、向山、神坂、越沢、川上	田瀬坂、矢平、新田	城川、宮の上、稲荷平、学園	北部×2、遠ヶ根×2、南部	一の谷、尾城谷	川上川、桶ヶ谷、合郷、市ヶ谷、保ヶ山	川上	薬師神、三の沢、二の沢、大叉、本沢、不動滝
		1回/３ヶ月	霧ヶ原	下村						滝ヶ沢、原、大沢、深沢
	農薬	1回/年				北部、南部		川上川、合郷、保ヶ山		

令和6年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　東部広域水道実戸受水地	
採水の場所：　中津川市実戸２３５５－１	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川浄化管理センター	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52	農薬	年１回			○										1	
			22	9	10	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　東部広域水道恵下第二受水地	
採水の場所：　恵下第二受水地	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市駒場（酒井水道　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　東部広域水道西山受水地	
採水の場所：　西山受水地	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市駒場（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)―オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　東部広域水道落合受水地	
採水の場所：　上ノ山受水地	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市落合（落合浄化管理センター　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　東部広域水道苗木受水地	
採水の場所：　苗木第一受水地	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市苗木（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　東部広域水道坂本受水地	
採水の場所：　坂本受水地	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市茄子川（五十嵐工業　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　田瀬坂浄水場	
採水の場所：　中津川市田瀬	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市福岡（個人宅　給水栓）、高山（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　下村浄水場	
採水の場所：　中津川市福岡	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市福岡（下村浄水場　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	毎月	○			○			○			○			4	対策済み(L3)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	毎月	○			○			○			○			4	対策済み(L3)
	クリプトスポリジウム	３ヶ月毎				○									1	対策済み(L3)
	ジアルジア	３ヶ月毎				○									1	対策済み(L3)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

上水道系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　神坂浄水場　（神坂）	
採水の場所：　中津川市神坂湯舟沢	
水源種別：地下水　表流水　(湧き水)　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市神坂（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデ―タが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)―オクタヒドロ―4,8a―ジメチルナフタレン―4a(2H)―オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7―テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン―2―オール（別名　２―メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回							○						1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回							○						1	対策済み(L4)
			2	0	0	42	0	0	4	0	0	2	0	0		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　阿木真原浄水場　（阿木）	
採水の場所：　中津川市阿木字下川原５６３５−２	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市阿木（阿木こども園　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４−ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス−１,２−ジクロロエチレン及びトランス−１,２−ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)−オクタヒドロ−4,8a−ジメチルナフタレン−4a(2H)−オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7−テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン−2−オール（別名　２−メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			23	9	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	クリプトスポリジウム	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
	ジアルジア	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
			2	0	0	42	0	0	4	0	0	2	0	0		

中津系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　阿木越沢浄水場　（阿木）	
採水の場所：　中津川市阿木字布袋野	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市阿木（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン－2－オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	クリプトスポリジウム	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
	ジアルジア	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
			2	0	0	42	0	0	4	0	0	2	0	0		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　向山浄水場　（神坂）	
採水の場所：　中津川市神坂大字向山字猿沢	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市神坂（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)−オクタヒドロ−4,8a−ジメチルナフタレン−4a(2H)−オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7−テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン−2−オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			23	10	10	23	10	10	51	10	10	23	10	10		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○						○			○			3	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	クリプトスポリジウム	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
	ジアルジア	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
			3	0	0	42	0	0	5	0	0	3	0	0		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　かおれ浄水場　（阿木）	
採水の場所：　中津川市中津川字高橋	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：中津川市かおれ（個人宅　給水栓）、川上<前沢水系>（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			23	9	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	クリプトスポリジウム	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
	ジアルジア	年1回							○						1	対策済み（Ｌ４）
			2	0	0	42	0	0	4	0	0	2	0	0		

中津系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　霧ケ原浄水場　（霧ケ原）	
採水の場所：　中津川市神坂	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市神坂　（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及び トランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			23	9	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L4）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L4）
	クリプトスポリジウム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L4）
	ジアルジア	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L4）
			4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　矢平浄水場　（田瀬）	
採水の場所：　中津川市田瀬	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市田瀬（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデ―タが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み（Ｌ４）
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み（Ｌ４）
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

福岡系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　新田浄水場　（新田）	
採水の場所：　中津川市福岡	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市福岡（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み（Ｌ４）
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み（Ｌ４）
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み（Ｌ４）
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

福岡系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　北部浄水場　（蛭川）	
採水の場所：　中津川市蛭川字棚田1709-1、字殿塚1672-5	
水源種別（地下水）　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　８月実施（２箇所）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市蛭川（蛭川総合事務所　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	自主検査
7	ヒ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去のデータが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52	農薬	年１回			○											
			25	10	11	25	10	10	51	10	10	25	10	10		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回					○								1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	対策済み（Ｌ３）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	対策済み（Ｌ３）
	クリプトスポリジウム	年1回					○								1	対策済み（Ｌ３）
	ジアルジア	年1回					○								1	対策済み（Ｌ３）
			0	2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0		

蛭川系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　南部浄水場　（蛭川）	
採水の場所：　中津川市蛭川字長瀞4129-1	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　８月実
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市蛭川（南部処理場　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去のデータが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	自主検査
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52	農薬	年１回			○											
			25	10	11	25	10	10	51	10	10	25	10	10		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回					○								1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回					○								1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回					○								1	対策済み(L4)
			0	2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0		

蛭川系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　遠ヶ根浄水場　（蛭川）	
採水の場所：　中津川市蛭川字遠ヶ根	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　８月実施（２箇所）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市蛭川（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回							○						1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回							○						1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回					○								1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回					○								1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回					○								1	対策済み(L4)
			0	2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0		

蛭川系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　宮の上浄水場、尾ヶ平浄水場（下付知）	
採水の場所：　中津川市付知町	
水源種別：（地下水）　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施（2箇所）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所:　中津川市付知町安楽満(個人宅　給水栓)	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水（表流水）	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水（地下水）	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L2）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L2）
	クリプトスポリジウム	不要													0	
	ジアルジア	不要													0	
			2	0	0	42	0	0	2	0	0	2	0	0		

付知系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　城川浄水場(上付知)	
採水の場所：　中津川市付知町中屋	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市付知町広島野（北ふれあいセンター　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)−オクタヒドロ−4,8a−ジメチルナフタレン−4a(2H)−オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7−テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン−2−オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	23	9	9	23	9	9	51	9	9	23	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

付知系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　稲荷平浄水場　（稲荷平）	
採水の場所：　中津川市付知町稲荷平	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市付知町稲荷平（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

付知系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　学園浄水場　（稲荷平）	
採水の場所：　中津川市付知町学園	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市付知町学園（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

付知系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　塞の神浄水場　（加子母）	
採水の場所：　中津川市加子母塞の神	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　９月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市加子母（角領消防詰所　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)−オクタヒドロ−4,8a−ジメチルナフタレン−4a(2H)−オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7−テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン−2−オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回						○							1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L2）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L2）
	クリプトスポリジウム	不要													0	
	ジアルジア	不要													0	
			0	0	2	0	0	42	0	0	2	0	0	2		

加子母系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　尾城谷浄水場　（加子母）	
採水の場所：　中津川市加子母尾城谷	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　９月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市加子母（福崎公園内　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)―オクタヒドロ―4,8a―ジメチルナフタレン―4a(2H)―オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7―テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン―2―オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回						○							1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回						○							1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回						○							1	対策済み(L4)
			0	0	2	0	0	44	0	0	2	0	0	2		

加子母系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　一ノ谷浄水場　（加子母）	
採水の場所：　中津川市加子母一ノ谷	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　９月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市加子母（牧戸ポンプ庫　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)−オクタヒドロ−4,8a−ジメチルナフタレン−4a(2H)−オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7−テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン−2−オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	22	9	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回						○							1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回						○							1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回						○							1	対策済み(L4)
			0	0	2	0	0	44	0	0	2	0	0	2		

加子母系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　合郷浄水場　（合郷）	
採水の場所：　中津川市坂下	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市坂下（給食センター　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52	農薬	年１回			○											
			9	22	10	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

坂下系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　上野・外洞浄水場　（上野・外洞）	
採水の場所：　中津川市上野	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施（2箇所）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所:　中津川市上野（原 設備　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52	農薬	年１回			○											
			9	22	10	9	22	9	9	51	9	9	22	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

坂下系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　第３浄水場　（坂下）	
採水の場所：　中津川市坂下	
水源種別　地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施（2箇所）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市坂下（坂下総合事務所　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
52	農薬	年１回			○											
			9	23	10	9	23	9	9	51	9	9	23	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

坂下系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　小野沢受水地　（小野沢）	
採水の場所：　中津川市坂下	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市坂下（小野沢公会堂　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	23	9	9	23	9	9	51	9	9	23	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	不要													0	受水のため
	大腸菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	不要													0	受水のため
	クリプトスポリジウム	不要													0	受水のため
	ジアルジア	不要													0	受水のため
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

坂下系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　川上浄水場　（川上）	
採水の場所：　中津川市川上	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市川上（川上総合事務所　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎		○			○			○			○		4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名　ジェオスミン）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン－2－オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回								○					1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回								○					1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	23	9	9	23	9	9	51	9	9	23	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

川上系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　大叉浄水場　（山口）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　本沢浄水場　（本沢）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

山口系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　麻生浄水場　（本沢）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施（2箇所）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○			○			○			○	4	過去のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5超過のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			10	10	51	10	10	24	10	10	24	10	10	24		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水（表流水）	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水（地下水）	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L2）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ対策指針（L2）
	クリプトスポリジウム	不要													0	
	ジアルジア	不要													0	
			2	0	0	42	0	0	2	0	0	2	0	0		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　深沢浄水場　（山口）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（デイサービスセンター　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	毎月	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	毎月	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	３ヶ月毎				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	３ヶ月毎				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　大沢浄水場　（山口）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	対策検討中（Ｌ４)のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	対策検討中（Ｌ４)のため
	クリプトスポリジウム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策検討中（Ｌ４)のため
	ジアルジア	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策検討中（Ｌ４)のため
			4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　原浄水場　（山口）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（山口総合事務所　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	対策済み 急速濾過装置設置（L3）安全確認のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
	クリプトスポリジウム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
	ジアルジア	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	
			4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　下山浄水場　（下山）	
採水の場所：　中津川市山口字山口	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（ごへ一本舗（店）　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	対策検討中（Ｌ４)のため
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	対策検討中（Ｌ４)のため
	クリプトスポリジウム	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策検討中（Ｌ４)のため
	ジアルジア	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策検討中（Ｌ４)のため
			4	2	2	44	2	2	4	2	2	4	2	2		

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　まごめ浄水場　（まごめ）	
採水の場所：　中津川市山口字まごめ	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査　：　７月実施（２箇所）（二の沢、三の沢）
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（まごめ休養村センター　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			10	10	51	10	10	23	10	10	23	10	10	23		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水（表流水）	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

山口系統

令和６年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：　中津川市	
浄水場名：　峠浄水場　（峠）	
採水の場所：　中津川市山口字まごめ	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　７月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　５　月・　１１　月実施	
水質検査委託機関名称：　株式会社　総合保健センター	
毎日検査実施場所：　中津川市山口（個人宅　給水栓）	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
4	水銀及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
5	セレン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
6	鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
8	六価クロム化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	基準値改正により省略不可
9	亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
12	フッ素及びその化合物	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	過去のデータが基準値の1/5超過のため
13	ホウ素及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
14	四塩化炭素	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
15	１,４－ジオキサン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
16	シス－１,２－ジクロロエチレン及びトランス－１,２－ジクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
17	ジクロロメタン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
18	テトラクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
19	トリクロロエチレン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
20	ベンゼン	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
21	塩素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
22	クロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
23	クロロホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
24	ジクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
25	ジブロモクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
26	臭素酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
28	トリクロロ酢酸	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
29	ブロモジクロロメタン	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
30	ブロモホルム	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
31	ホルムアルデヒド	３ヶ月毎			○			○			○			○	4	３ヶ月に１度省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
34	鉄及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
35	銅及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
37	マンガン及びその化合物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
40	蒸発残留物	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン-2-オール（別名　２－メチルイソボルネオール）	年１回			○										1	藻類の発生がないため
44	非イオン界面活性剤	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
45	フェノール類	年１回			○										1	過去5年分のﾃﾞｰﾀが基準値の1/5以下のため
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
47	ｐＨ値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
			9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回				○									1	
	大腸菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	３ヶ月毎	○			○			○			○			4	対策済み(L4)
	クリプトスポリジウム	年1回				○									1	対策済み(L4)
	ジアルジア	年1回				○									1	対策済み(L4)
			2	0	0	44	0	0	2	0	0	2	0	0		

山口系統